

# 送研中部支部資格認定要領

一般社団法人送電線建設技術研究会

中 部 支 部

## 送研中部支部資格認定要領

	目	次
1.	はじめに	----- 1
2.	送研中部支部認定資格	
2-1	現場監督者認定	----- 2
2-2	特別講習トレーナー認定	----- 2
3.	送研本部認定資格	
3-1	現場代理人	----- 3
3-2	上級現場代理人	----- 3
3-3	作業班長	----- 3
4.	他支部認定の資格保有者の扱い	
4-1	他支部からの編入	----- 4
4-2	件名認定（特別講習）	----- 4
5.	中部支部内の資格保有者の扱い	----- 4
6.	要領の改訂	----- 5
7.	運用開始時期および制定・改訂	----- 5

### 添付資料

- 資料1 架空送電線関係現場監督者認定要領
- 資料2 特別講習トレーナー研修会実施要領
- 資料3 特別講習実施要領
- 資料4 中部支部における資格認定フロー図
- 資料5 送研資格と法による公的資格一覧表

## 1. はじめに

本要領は、一般社団法人送電線建設技術研究会（以下、「送研」という）の中部支部内において、架空送電線に関する工事を行うにあたり、必要となる資格の認定業務についてまとめたものである。

従来、送研中部支部が定めた資格認定要領としては、「送電線路工事作業班長資格認定要領（昭和 63 年 11 月制定）」のみがあった。この要領は送研資格である「作業班長」を、中部支部が認定業務を行うために必要な事項を定めるとともに、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力 PG」という）の「現場監督者」資格との関連についても、これにより定めていた。なお、「現場監督者」資格は中部電力 PG 送変電関係指針類「作業における資格認定および腕章取扱管理指針（2020 年 4 月 1 日改訂）」に定められており、昭和 63 年からは送研中部支部が資格認定業務を行っている。

平成 15 年に送研本部大において現場代理人資格認定制度が大幅に見直しされたのを機に、送研中部支部が行っていたすべての資格認定業務の位置づけを明確にするとともに、「現場監督者」資格を中心としたすべての認定業務について必要事項を定め、新たに『送研中部支部資格認定要領』を制定した。

その中で、送研資格「現場代理人・上級現場代理人」、「作業班長」については、送研本部の認定要領に準拠しながら、「現場監督者」資格との関係から一部、中部支部のルールを付加し、本要領において明確にした。

巻末の添付資料 4 に「中部支部における資格認定フロー図」および添付資料 5 に「送研資格と法による公的資格一覧表」を示す。

## 2. 送研中部支部認定資格

### 2-1 現場監督者認定

中部電力 PG の必須資格でもある「現場監督者」資格については、その認定業務が昭和 63 年 8 月に送研中部支部に移管され、その取扱い・運用にあたっては、中部電力 PG 送変電関係指針類「作業における資格認定および腕章取扱管理指針」（2020 年 4 月 1 日改訂）を基に実施している。

しかしながら、この手引は他の工種（発変電・通信・地中送電など）と共通編となっているため、「架空送電」関係の認定業務について、中部電力 PG 送変電指針類を参考に架空送電の実態にも配慮し、この「送研中部支部資格認定要領」で定めるものとした。

巻末の添付資料 1 に「架空送電線関係現場監督者認定要領」を示す。

### 2-2 特別講習トレーナー認定

#### (1) 特別講習トレーナー

特別講習トレーナーとは、送研中部支部以外の支部で「現場代理人・上級現場代理人」、「作業班長」資格を取得した者が、中部電力 PG 発注の工事に従事する場合、当該工事の開始前に受講する「特別講習」の講師を務めることのできる者をいう。

巻末の添付資料 3 に「特別講習実施要領」を示す。

#### (2) 特別講習トレーナーの認定

特別講習トレーナーは、「特別講習トレーナー研修会」を受講した者等とし、教育部会委員長が認定する。

巻末の添付資料 2 に、「特別講習トレーナー研修会実施要領」を示す。

### 3. 送研本部認定資格

送研本部認定資格については、下記の3種類の資格があり運用されている。

- ・現場代理人 (平成15年3月改訂)
- ・上級現場代理人 (平成15年3月新設)
- ・作業班長 (平成15年3月一部修正)

中部支部所属の者がこれらの資格を取得しようとする場合、送研本部制定の「教育並びに資格認定要項(架空送電線路工事従事者用)」(平成15年3月改訂)に基づいて申請を行えばよい。

しかし、中部支部では中部電力PGの「現場監督者」資格認定制度があるため、支部独自の資格要件を加えている。

送研本部認定制度の改訂に合わせ、下記に支部としての追加要件を認定資格ごとに示す。

巻末の添付資料5に、「送研資格と法による公的資格一覧表」を示す。

#### 3-1 現場代理人

- ア. 現場代理人の申請に当たっては、中部電力PGの「現場監督者(全般)」の資格を有すること。
- イ. 認定証の更新は、中部支部が定める講習会を受講すること。

#### 3-2 上級現場代理人

- ア. 上級現場代理人の申請に当たっては、中部支部所属の「現場代理人」資格保有者はすべて「現場監督者(全般)」の資格を有しているため、支部申請要件は必要としない。
- イ. 認定証の更新は、中部支部が定める講習会を受講すること。

#### 3-3 作業班長

- ア. 作業班長の申請に当たっては、中部電力PGの「現場監督者」資格および作業主任者等の公的資格を有すること。なお、「現場監督者」資格の職種は、申請する作業班長の職種に応じたものであること。

作業班長 申請職種	現場監督者 保有職種	必須の公的資格
基礎	鉄塔	地山の掘削作業主任者または土止め支保工作業主任者
組立	鉄塔	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 または 玉掛技能講習修了者(つり上げ荷重1t以上)
架線	架線	玉掛技能講習修了者(つり上げ荷重1t以上) または 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- イ. 認定証の更新は、中部支部が定める講習会を受講すること。

#### 4. 他支部認定の資格保有者の扱い

##### 4-1 他支部からの編入

他支部の送研資格保有者から当支部へ移管申請があった場合は、中部電力 PG の「現場監督者」資格の新規取得を原則とし、移管手続きを行うものとする。

##### 4-2 件名認定（特別講習）

「現場代理人・上級現場代理人」・「作業班長」制度は、送研共通の資格であるため、他支部で資格認定を受けた者は、当支部では「現場監督者」と同等の資格者として受け入れする。

ただし、他支部で認定を受けた「現場代理人・上級現場代理人」、「作業班長」は、当該工事件名の開始前に「特別講習」を受講することにより、その件名に限定して「現場監督者」資格が与えられる。

巻末の添付資料 3 に「特別講習実施要領」を示す。

（説明）中部支部で「現場代理人・上級現場代理人」、「作業班長」の資格を取得した者はすべて「現場監督者」資格取得を経た者である。この制度は、他支部から一時的な応援を考慮し、当該工事件名に限定するものであり、その件名が終了すると「現場監督者」資格は失効となるのである

#### 5. 中部支部内の資格保有者の扱い

中部支部管内で送研資格「現場代理人・上級現場代理人」を保有している者が、中部支部管内で転籍（元請会社→協力会社）した場合は、「現場代理人・上級現場代理人」を廃棄し、「現場監督者」の資格を付与する。この場合、その有効期限は、保有していた「現場代理人・上級現場代理人」相当とする。

また、職種は下表のとおりとする。

転籍前	転籍後	備 考
現場代理人 上級現場代理人	現場監督者 「鉄塔・架線」	希望により、「鉄塔」、「架線」、「その他」への変更も可とする

中部支部管内の協力会社で「作業班長」資格を有する者が、「現場監督者」に移管する場合も同様の取扱いとし、職種は下表のとおりとする。

作業班長(移管前)	現場監督者(移管後)	備 考
基礎	鉄塔	要望により職種「その他」への移管も可とする
組立	鉄塔	
基礎・組立	鉄塔	
架線	架線	

## 6. 要領の改訂

本要領の改訂が必要となった場合は、送研中部支部資格認定選考委員会で検討し教育部会で審議したのち改訂する。

### 制定・改訂履歴

年月	概要
H15. 3.24	「送研中部支部資格認定要領」として制定 ・更新期間を3年から5年に延長した。 ・申請要件に職種ごとに公的資格（作業主任者など）を必須条件とした
H27. 3.26	「送研中部支部資格認定要領」改訂 ・「架空送電線関係現場監督者認定要領」改訂に伴う見直し。 ・作業班長から現場監督者への移管時の職種について明確にした。
2018.12. 1	・現場代理人、上級現場代理人から作業班長への変更を不可とした。 （他支部との整合） ・作業班長申請時に保有すべき現場監督者資格の職種を明確にした。
2020. 5.25	中部電力 PG 発足に伴う社名変更